

## 兵庫県自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

### 第1 事業の目的

母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職に就いていた者ばかりでなく、結婚、出産により離職し、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備のないまま、生活のために職に就かなければならない状況にある。また、父子家庭においても、所得の状況や就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。

そこで、個々の母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

### 第2 定義

この要綱において、自立支援教育訓練給付金とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。

### 第3 実施主体

本事業の実施主体は兵庫県（以下「県」という。）とする。

### 第4 対象者

本事業の支給対象者は、県内（市部を除く。）に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。

令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものに係る受給要件については、(1)の規定は適用しない。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。
- (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。

### 第5 対象講座

本事業の対象講座は、次の講座とする。

- (1) 雇用保険（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が地域の実情に応じて対象とする講座
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ知事が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）（以下「指定教育訓練」という。）

### 第6 支給額等

自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（5(1)及び(2)の講座を受講する者）

当該受給資格者が対象教育訓練受講のために支払った費用(入学料及び受講料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が20万円を超えるときは、20万円とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(指定教育訓練を受講する者(3に掲げる者を除く。))

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び受講料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額(この場合160万円を超えるときは、160万円)とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

- (3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者(指定教育訓練を受講する者)(当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した(当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む)者)に限る。

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び受講料に限る。)の額に100分の85を乗じて得た額(その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額(この場合240万円を超えるときは、240万円)とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

- (4) 受講開始日現在において第6(1)から(3)以外の受給資格者

前各号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金(以下「教育訓練給付金」という。)の額を差し引いた額(その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

令和6年8月29日までに修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例によることとする。

## 第7 事前相談の実施

受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに受給要件について把握しておく。

事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするなど受講の必要性について十分把握する。

また、受講開始から受講修了までの間に、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に必要な生活支援、就業支援等のメニューを適切に組み合わせて支援できるよう、寄り添い型の支援を行うこと。

当該母子家庭の母又は父子家庭の父が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介する。

## 第8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続

- (1) 受給要件の審査、対象講座の指定

訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別紙様式1「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書」(以下、「受講対象講座指定申請書」という。)を提出し、受講開始前にあらかじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。

- (2) 指定申請時の審査

県は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をする。

- (3) 教育訓練の講座の指定通知

県は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。なお、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対象講座の指定を行った場合には、別紙様式2「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書」(以下「受講対象講座指定通知書」という。)に

より当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知する。なお、訓練給付金の支給方法について第9(5)の規定を適用する場合は、その旨を通知すること。

(4) 受講対象講座指定申請書の添付書類

受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。ただし、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えないこととする。

ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

(5) 受講対象講座指定申請書の提出期限

訓練給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。

(6) 受給要件の審査方法

受給要件の審査にあたっては、必要に応じて審査会等を開催し、その緊急性や必要性を考慮して判定する。

(7) 受給要件の審査に係る留意事項

ア 過去に訓練給付金を受給している者の取扱いについて

訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認する。

イ 類似制度による支援を受けている者の取扱いについて

過去に教育訓練給付金を受給した者、高等職業訓練促進給付金を受給した者、求職者支援制度による職業訓練受講給付金を受給した者についても、こうした他制度における受給状況を十分聴取して、本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくと思えられる場合は、支給して差し支えないものとする。

ウ 教育訓練給付の受給資格の確認について

訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において教育訓練給付の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお、確認が必要な場合等には、住居所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認する。

(8) 対象講座について

対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が当該母子家庭の母又は父子家庭の父が適職に就く観点から適当であるかも含め審査を行うものとする。

また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。

(9) 特に支援が必要と認められる者への取扱いについて

就業経験が乏しい者など、県において特に支援が必要と認められる者については、母子・父子自立支援プログラム等の支援計画を策定することに加え、定期的な面談等により、受講状況や生活状況を確認し、必要に応じて適切なサービスを提供することや関係機関等との連絡調整を図ることにより、受給対象者の自立が効果的に図られるよう支援に取り組むこととする。

## 第9 訓練給付金の支給申請

(1) 支給申請

ア 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、知事に対して、別紙様式3「自立支援教育訓練給付金支給申請書」（以下、「支給申請書」という。）を提出すること。

イ 県は、支給申請を受けた場合、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

県は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、別紙様式5「自立支援教育訓練給付金支給決定通知書」により申請者に通知する。

(2) 支給申請の期限

支給申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。

なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

### (3) 支給申請書の添付書類等

支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えないこととする。

- ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- イ 母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類(ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。)
- ウ 受講対象講座指定通知書
- エ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書もしくは受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書(第9(5)によって支給する場合に限る。)
- オ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
- カ 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

### (4) 訓練給付金の支給の審査に係る留意事項

受講開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とするが、指定を受けていない者のうち、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、本要綱第8に関わらず、教育訓練講座の指定を受けた者と見なして差し支えない。

### (5) 支給方法の特例(第6(2)に規定する者に対する支給に限る。)

訓練給付金の支給について、支給単位期間(雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)ごとの支給を決定することができるものとする。その場合、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書(雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。)の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で、その支給方法を決定すること。

## 第10 訓練給付金の追加支給等

### (1) 支給申請

ア 訓練給付金の追加支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した後に、知事に対して、別紙様式4「自立支援教育訓練給付金支給申請書(追加支給用)」(以下「支給申請書(追加支給用)」という。)を提出すること。

イ 県は、支給申請を受けた場合、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

県は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、別紙様式6「自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(追加支給分)」により申請者に通知する。

### (2) 支給申請の期限

支給申請書(追加支給用)の提出は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から30日以内に行わなければならない。なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

### (3) 支給申請書の添付書類等

支給申請書(追加支給用)の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。

- ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- イ 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類(ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。)
- ウ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓

### 練修了証明書

- エ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
- オ 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- カ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が資格の取得をしたことを証明する書類

## 第11 訓練給付金の請求

知事は、支給決定通知を行ったあと、当該対象者から提出される、別紙様式6「自立支援教育訓練給付金請求書」により給付金を支給する。

## 第12 周知・広報等

- (1) 県においては、必要に応じて、本制度について周知・広報を行い、必要な情報提供を行うとともに、必要に応じて受講勧奨を行うなど母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するものとする。
- (2) 本事業の実施には、修了証明書、領収書等の証明を行う教育訓練施設の協力が不可欠であり、本事業について教育訓練施設が必要な情報については、積極的に提供するものとする。

## 第13 経過措置

- (1) 平成29年4月1日より新たに訓練給付金の対象となった者についても、受講開始前にあらかじめ、受講対象講座指定申請書を提出し、教育訓練講座の指定を受ける必要がある。雇用保険法第60条の2第4項の規定により一般教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格者で、かつ平成29年4月1日以後に訓練給付金の対象となった者のうち、教育訓練講座の指定を受けていない者は、すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。
- (2) 令和3年7月以前分の訓練給付金に係る受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

## 第14 附則

- (1) この事業を実施するにあたり、必要なことは別に定める。
- (2) この要綱は、平成15年4月1日から適用する。
- (3) この要綱は、平成19年10月1日から適用する。
- (4) この要綱は、平成24年4月1日から適用する。
- (5) この要綱は、平成24年8月1日から適用する。
- (6) この要綱は、平成25年4月1日から適用する。
- (7) この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- (8) この要綱は、平成26年10月1日から適用する。
- (9) この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
- (10) この要綱は、平成28年1月1日から適用する。
- (11) この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- (12) この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

- (13) この要綱は、平成29年7月18日から適用する。
- (14) この要綱は、平成30年4月1日から適用する。
- (15) この要綱は、平成30年8月1日から適用する。
- (16) この要綱は、平成30年11月1日から適用する。
- (17) この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- (18) この要綱は、令和元年7月1日から適用する。
- (19) この要綱は、令和3年3月1日から適用する。
- (20) この要綱は、令和3年4月1日から適用する。
- (21) この要綱は、令和4年4月1日から適用する。
- (22) この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
- (23) この要綱は、令和6年4月1日から適用する。
- (24) この要綱は、令和6年8月30日から適用する。

## 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

申請者氏名

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生
	個人番号		( 歳)
②住所	(〒 - )	電話 ( ) -	
		電子メール	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある・ない。		
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付を受けたことが ある・ない。		
(備考)			

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。  
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。  
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。  
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。



自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			( 歳)
②住所	(〒 - )	電話 ( ) -	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑦支給方法			
<p>(上記の教育訓練が指定教育訓練である場合に記載)</p> <p>※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。</p>			

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

令和 年 月 日

兵庫県知事

( 担当課名及び担当者名  
電 話 ( ) - 番  
電子メール )

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。  
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。  
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。  
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告してください。
- 5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。なお、⑦支給方法欄において、支給単位期間（6か月）ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

## 自立支援教育訓練給付金支給申請書

令和 年 月 日

兵庫県知事

様

申請者氏名

自立支援教育訓練給付金事業の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生
	個人番号		( 歳)
②住所	(〒 - )	電話 ( ) -	
		電子メール	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間  <u>うち支給単位期間</u>	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日) <u>うち令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</u> <u>(初日) (末日)</u>		
⑥所要費用	入学料	円、受講料	円 合計額 円
⑦雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
⑧希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義		
(備考)			

(注意)

- 支給申請期間は、受講修了日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内 (支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内) です。

自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

申請者氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生
	個人番号		( 歳)
②住所	(〒 - )		電話 ( ) -
			電子メール
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日) (受講修了日)		
⑥資格取得年月日	令和 年 月 日	取得資格名称	
⑦就職等年月日	令和 年 月 日	就職等先名称	
事業主の証明	就業先住所	就業先電話番号	
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する 令和 年 月 日 事業主氏名 (法人の時は名称・代表者氏名)		
⑧所要費用	入学科 円、受講料 円 合計額 円		
⑨雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円	⑩自立支援教育訓練給付金の受給額	円
⑪希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
(備考)			

事業主の証明欄

(注意)

- 1 支給申請期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。
- 2 ⑥欄については、資格を取得した日及びその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）を添付してください。
- 3 ⑦欄については、就職等した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。

## 自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

第 号  
令和 年 月 日

様

兵庫県知事

担当課名及び担当者名

電 話 ( )

—

番

電子メール

さきに申請のあった自立支援教育訓練給付金は、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

記

①支給金額	円 (受講費用 円)
②教育訓練施設の名称	
③教育訓練講座の名称	
④教育訓練の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講開始日)
(備考)	

注 支給金額は受講費用 (入学科及び受講料の合計額) の6割相当額

自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(追加支給分)

第 \_\_\_\_\_ 号  
令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

様

兵庫県知事  
担当課名及び担当者名  
電 話 ( ) \_\_\_\_\_ 番  
電子メール \_\_\_\_\_

さきに申請のあった自立支援教育訓練給付金は、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

記

①支給金額	_____ 円
②教育訓練施設の名称	
③教育訓練講座の名称	
④教育訓練の期間	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (受講開始日)
⑤資格取得年月日・ 取得資格名称	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 取得資格名称:
⑥就職等年月日・ 就職先等名称	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 取得資格名称:
(備考)	

## 自立支援教育訓練給付金請求書

金 円也

ただし、自立支援教育訓練給付金として、上記金額を請求します。

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

氏 名

電 話 ( ) ー

電子メール